

伊賀市自治基本条例見直し方針〈一部抜粋〉

(1) 見直しの主なポイントについて

▶基本的人権の視点

伊賀市では、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権が尊重される明るく住みよい社会を実現するため、様々な取り組みを行っています。

基本的人権の尊重は、日本国憲法でも謳われていますが、自治基本条例は、市の最高規範であり基本的人権の視点を入れるべきとの考え方から、基本的人権の視点に関する記載について検討します。

▶ガバナンス・協働によるまちづくりについての視点

市（行政）による取り組みだけでなく、市民（団体）や地域など多様な主体が当事者意識を持って、お互いに力を合わせ、より良い地域づくりを継続的に取り組むため、ガバナンスによるまちづくりの立場に立った見直しを検討します。

▶自治組織に関する視点

第4章の住民自治のしくみにおいて、「住民自治協議会」について規定しています。条例制定後の経過のなかで、住民自治協議会にも住民参加や情報共有などの役割や責務が必要ではないかとのことから、住民自治協議会の権能を含め、住民自治協議会の現状と将来を見据えた内容について検討します。

また「住民自治地区連合会」については、2010（平成22）年3月に提出された「伊賀市における自治組織のあり方に関する報告書」に基づき、住民自治地区連合会のあり方について検討します。

〈参考〉

『（前略）合併特例法で定める地域審議会としての役割と併せ、合併当初それぞれの地域の特性を残すため設置された制度であるため、住民自治地区連合会は、新市建設計画期間（10年）の暫定設置とし、その後は各地域の自治協により情報交換の場として任意に設置することとします。』

▶条例の構成等について

各条文について、取り組み状況や成果等を検証し、逐条の見直し検討するとともに、分かりやすい構成にします。